

津市障害者等交通サービス支援事業実施要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 130 号

改正 平成 21 年 3 月 25 日訓第 8 号

平成 26 年 10 月 31 日訓第 121 号

平成 31 年 3 月 29 日訓第 16 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、身体障害者（児）、知的障害者（児）及び精神障害者（児）（以下「障害者及び障害児」という。）が医療機関への通院又は学校、専修学校、各種学校等への通学若しくは通園に公共交通機関、自家用自動車等を利用することにより要する交通費の一部を助成すること（以下「助成」という。）により、当該障害者及び障害児の保護者の利便性を助長し、負担を軽減するとともに、障害者及び障害児の自立と社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第 2 条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する在宅の障害者及び障害児のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けている身体障害者手帳に記載されている障害の等級が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表級別の欄の 1 級又は 2 級の者
- (2) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所において、知的障害者又は知的障害児と判定された者のうち、知能指数が 35 以下のもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により交付を受けている精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害の等級が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項の 1 級又は 2 級の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とし
ない。

- (1) 通院、通学等のための移動手段が徒歩又は自転車などのみの者
- (2) 前年（1月から5月までは前々年。以下同じ。）の所得税が課税の者（対象者が身体障害児、知的障害児及び精神障害児（以下「障害児」という。）の場合にあっては、当該障害児の保護者の前年の所得税が課税の者）（助成金の額）

第3条 助成は、次の表の左欄に掲げる対象者の通院し、又は通学し、若しくは通園する回数の区分に応じ、1月につき、同表の右欄に掲げる額を限度額として、これを行うものとする。

通院し、又は通学し、若しくは通園する回数	助成金の額
1月につき通院し、又は通学し、若しくは通園する回数が1回の場合	1,000円
1月につき通院し、又は通学し、若しくは通園する回数が2回の場合	2,000円
1月につき通院し、又は通学し、若しくは通園する回数が3回の場合	3,000円
1月につき通院し、又は通学し、若しくは通園する回数が4回以上の場合	4,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が障害児の場合であって、当該障害児の保護者が特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定に基づく特別支援教育就学奨励費のうち通学に要する交通費に相当する額の支給を受けているときは、当該支給に係る通学は、前項の表の左欄に掲げる回数に参入しない。

（助成の申請）

第4条 助成を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、障害者等交通サービス支援助成申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（助成の決定）

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を決定し、助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第6条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告の徴収等)

第7条 市長は、助成金の交付に関し必要があると認めるときは、対象者及びその者の通院する医療機関又は通学する学校等に対し、報告又は文書その他の物件の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の規定は、平成18年4月1日以後に行われる通院又は通学若しくは通園に係る助成について適用し、同日前に行われた通院又は通学若しくは通園に係る助成については、なお合併前の津市重度心身障害者タクシー料金助成事業実施要綱（昭和59年10月1日施行）、津市身体障害者自動車燃料費助成要綱（平成元年津市訓第17号）、久居市身体障害者自動車ガソリン費補助規則（平成15年久居市規則第11号）、久居市重度障害者タクシー料金助成事業実施規則（平成15年久居市規則第12号）、河芸町心身障害者自動車ガソリン費等助成に関する条例（昭和53年河芸町条例第9号）、河芸町重度心身障害者等交通費助成に関する条例（昭和56年河芸町条例第13号）、一志町身体障害者自動車ガソリン費等補助要綱（平成11年一志町告示第9号）、人工透析患者通院費用助成に関する要綱（平成14年白山町要綱第20号）又は美杉村重度身体障害者通院費用助成事業実施要綱（昭和58年美杉村告示第63号）の例による。

附 則（平成21年3月25日訓第8号）

この訓は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月31日訓第121号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓第16号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

障害者等交通サービス支援助成申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所
申請者 氏 名
電 話



津市障害者等交通サービス支援事業実施要綱第4条の規定により、通院又は通学若しくは通園に要する経費の一部の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

対 象 者	氏 名		生年月日	年 月 日		
	住 所	〒				
	手帳の種類及び 程度 (該当するものを○で囲む)	身体 知的 精神		1 級 2 級 A		
	手 帳 番 号	第 号				
保 護 者	氏 名				続柄	
	住 所					
申 請 内 容	通院又は通学・ 通園の別	通 院 通 学・通 園	通院又は通学・ 通園回数	月 回		
	医療機関又は学 校の名称					
	医療機関又は学 校の所在地					
	通院又は通学・ 通園のための移 動手段					